

2022年5月16日

行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

住所

職務命令は、職務内容、時間等を明確にしめして、文書でだすことを求める請願  
請願の趣旨、理由

- 1 岐阜県で、修学引率中、昼食時、飲酒があったという報道がありました。
- 2 以前、本件同様に、県立高校における、修学旅行中に飲酒について、報道（記憶）がありました。こちらは、夜中だったかの記憶。
- 3 卒業式前日の、夜間、学校内での飲酒ということがありました。
- 4 卒業式前の、この学校で、事前に、どのような職務命令をだれたのか、直接、学校長にお聞きしました。

時間帯と、見回りということを知りました。事前に該当教員に、口頭で伝えたとのことでした。文書で示されたら確認、理解ができたともいえるのであるが、以前のことであり、本当のところ納得できたかということ、疑問が残るところである。確かめることのできないことであるということである。

- 5 本件請願に関して、とりあげた事案は、飲酒が関係している。

なぜ飲酒がいけないのか、明確に教員に伝えてあるのか、また、伝えられているいなかかわらず、そのことを教員が理解しているのかということである。酒気帯びは、職務専念ということに反する。自動車運転時と同じように考えることが求められるということである。もし職務専念に反しているということなら、給与の返上が、求められるということである。

卒業式前の、泊まり込み、勤務者への場合、手当はということをお聞きしたら、5000円前後の様であった。これは、特別手当なのか、どのような名目なのか詳しくは確認しませんでした。

この時、飲酒をしていた職員、8時頃から12時ぐらいまでということでしたので、その半分は、返還が求められるということになる。ということは校長に伝えました。

根拠は、県立高校の教員が、修学旅行引率中、長時間の不適切行為があり、その時間に対する、返上を求める、監査請求が出されたが、結論が出る前に、その教員からの給与の返金がなされ、監査請求は認められなかった。

#### 請願事項

- 1 教員への職務命令は、具体的内容（職務内容、時間帯等）について文書で出すこと。
- 2 職務内容に関しては、禁酒事項が必要なら、あえて明記しておくこと。

(口頭意見陳述希望)

